

# 10月31日(金) 市県民税第3期 納期限です!!

## 市税納期カレンダー

税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月2日
第2期	7月31日	9月1日	
<b>第3期</b>	12月25日	<b>10月31日</b>	
第4期	3月2日	2月2日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。  
都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

市では、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため徴収を強化しています。

税負担の公平性を確保するため、滞納者への徴収強化の取組として、自動車差押(タイヤロック方式)を実施します。



問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線255~257

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後の生活の支えとなる老齢基礎年金の受給額が少なくなり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合もあります。今一度、納め忘れがないか確認しましょう!

保険料の納付が難しい場合、必ずご相談ください!  
申請により前年の所得に応じて保険料が免除される制度があります。



問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線114・116

## 日本年金機構より「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

【国民年金保険料の納付時期】	【社会保険料控除証明書の送付時期】
平成26年1月1日~9月30日に納付	11月上旬に日本年金機構より送付
平成26年10月1日~12月31日に今年はじめに納付	翌年の2月上旬に日本年金機構より送付

※ 年末調整や確定申告の際には、証明書(または領収書)の添付が必要です。大切に保管してください。  
※ ご家族の国民年金保険料を納付した場合、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

お問い合わせ先：☎0570-058-555(ナビダイヤル) 自動音声案内に従って「3」を押してください。

050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1144

(受付期間 平成26年11月4日~平成27年3月16日)

## 平成26年 秋の全国火災予防運動

11月9日(日)~15日(土)

もういいかい 火を消すまでは まあただよ (平成26年度全国統一防火標語)

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろ等のそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンには、防炎品を使用する。
- 住宅用消火器等を設置する。
- 隣近所の協力体制をつくる。

設置しましたか?住宅用火災警報器  
(本市の設置率 67.39%)

設置調査に関するはがきが届きましたら、返信くださいますようお願いいたします。

問合せ：消防本部予防課 ☎892-1850